

令和 4 年 7 月 13 日
北海道電力株式会社

第 1055 回（令和 4 年 6 月 23 日）原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における
泊発電所 3 号炉_設計基準への適合性に係る審議結果（作業方針及びスケジュール関連）とその回答

No	令和 4 年 6 月 23 日審査会合における審議結果	回 答
①	<p>令和 3 年 10 月に提出された耐震設計方針及び耐津波設計方針を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットのまとめ資料について、先行の審査実績が一部反映されていないことから、第 997 回審査会合（令和 3 年 8 月 26 日）でも指摘したとおり、例えば、次の点に留意するなど、最新の審査実績を踏まえた十分な内容とした審査資料を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 6 条（外部からの衝撃による損傷の防止）、8 条（火災による損傷の防止）、9 条（溢水による損傷の防止）等、先行 BWR の審査において、防護対象の選定に係る考え方が整理されていること。 ➤ 特に 8 条に関しては、平成 31 年 2 月 13 日の原子力規制委員会で決定された「火災感知器の設置要件等に係る関係審査基準の改正」に係る先行プラントの設工認の審査状況を踏まえ、許可において説明すべき事項がないか確認すること。 	<p>耐震設計方針及び耐津波設計方針を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットに係る審査資料は、左記ご指摘の例示の点も踏まえ、最新の先行プラントにおける審査実績を網羅的に反映した資料を、本日提示したスケジュールに基づき順次提出する。</p> <p>左記ご指摘の例示については、それぞれ以下の対応に基づき審査資料に反映することとし、その他留意すべき点についても同様に反映していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 6 条、8 条、9 条において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に定める安全機能に基づいて防護対象を選定したうえで、想定する自然事象、外部人為事象、内部事象（内部溢水、内部火災）について設置許可基準規則の解釈、審査基準、評価ガイド等を参照、各事象による施設影響の特徴を考慮し、各事象の防護対象を決定している。資料提出に際しては、先行 BWR の審査において整理されている防護対象の選定に係る考え方を確認のうえ調整を図る。 ➤ 8 条に関しては、平成 31 年 2 月 13 日の原子力規制委員会で決定された「火災感知器の設置要件等に係る関係

No	令和4年6月23日審査会合における審議結果	回 答
		審査基準の改正」に係る先行プラントの設工認の審査状況を注視し、設置許可段階で説明する事項がないか確認を実施している。
②	<p>審査工程上のクリティカルパスとなる耐津波設計については、現実的な作業スケジュールを検討すること。その上で、耐震設計及び耐津波設計を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットに係る審査項目については、例えば、次の点に留意するなど、効率的に審査を進めるための説明順と説明時期を検討し、審査項目ごとの審査資料提出時期、説明開始可能時期、説明終了目標時期を含む具体的な計画を7月中に審査会合で示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「審査項目ごとの審査資料提出時期」は、社内で認識を合わせた上で、実現性のある提出時期を定めること。 ➤ 「説明開始可能時期」の設定にあたっては、DB/SA/BF の論点および新規説明事項を明確にするとともに、先行の審査実績を踏まえ、効率的に審査を進めるための説明順を検討すること。 ➤ 「説明終了目標時期」は、先行の審査実績を踏まえるとともに、安易な計画の後ろ倒しに陥らぬように、事業者として具体的な説明終了目標時期を定めるなどして現実的な作業スケジュールを作成すること。 	<p>耐津波設計については、先行プラントの審査において論点説明に要した期間、また、基準津波策定前から方針等を先行して説明させていただくことも踏まえ、改めて当社が現実的と考える作業スケジュールを設定した。</p> <p>耐震設計及び耐津波設計を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットに係る審査項目については、下記の取り組みに基づき審査会合を要すると想定している項目について審査資料提出時期、説明開始可能時期、説明終了目標時期を含む具体的な計画を、審査会合を要しないと想定している項目については審査資料提出時期を設定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 審査資料は最新の審査実績が反映されていることを作成担当者および責任者が改めて確認することとし、確認および提出に向けた事務作業に要する期間も含めた上で、実現できる時期を設定した。 ✓ 各条文および審査項目の審査資料は、先行プラントとの比較を行った資料の冒頭に当社が考える論点および新規説明事項を掲載し、最新の審査実績を参考に説明内容の軽重や説明時期の分散を考慮し、適切な説明期間を設定した。その上で、クリティカルパスとなる耐津波設計の審査期間が終了するまでにこれらの説明を終了したいと考える時期を設定した。 <p>(資料3にて7月中に回答)</p>

以上